

平成30年7月豪雨による災害に伴う

緊急小口資金（特例貸付）

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、災害救助法が適用された地域及び特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域から千葉県内へ避難してきた世帯に対する緊急一時的な支援としての特例貸付です。

貸付金額10万円以内 ※①～④のいずれかに該当する場合は20万円以内とする

- ①世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上いるとき
- ④世帯員に重症者・妊産婦・学齢児童（小学生以下）がいる世帯等

●対象

平成30年7月豪雨による災害により「災害救助法」が適用されている地域及び特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域から避難されていて、次の3つの要件すべてに該当する方。

- ①平成30年7月豪雨による災害により被災地域から千葉県内に避難されている方（世帯）で、当座の生活費を必要とする世帯
- ②今後、千葉県内の避難先に1ヶ月程度以上居住（滞在）する方
- ③今後、継続的に連絡を取ることが可能な方

●貸付条件

- 据置期間：最大12か月（1年）以内
- 償還期限：最大24か月（2年）以内
- 貸付利子：無利子（延滞利子年利5.0%）
- 償還方法：月賦（原則「払込取扱票」でのお支払いになります）

●ご相談・お申し込み先

避難先の市町村の社会福祉協議会（千葉市の場合は各区の事務所）

●お申込みに際してご用意いただく書類等

□必須書類

借入申込書

借用書

本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等）の写し

※その他、実印、印鑑証明書、資金の振込先口座を確認できるもの、罹災証明書については可能であれば御提出いただきます

貸付につきましては審査があります。

また、虚偽及び不正な手段により貸付を受けた場合は、貸し付けた資金を一括返済していただきます。

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内

TEL：043-245-1551 FAX：043-241-8294